

< 検体検査実施料に関するお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長通知「令和3年11月30日付け保医発1130第1号」により、下記の検査項目におきまして「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」適用されましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

《適用日》 2021年12月1日（水）より適用

《保険収載内容 一部改正項目》

- ・便中カルプロテクチン

《保険収載適用日》

2021年 12月1日（水）より

項目に関する詳細内容

●一部改正された項目

項目コード	2733	
項目名	便中カルプロテクチン	
検査実施料	276点	
判断料	34点（尿・糞便等検査判断料）	
診療報酬区分	「D003」糞便検査の「09」	
	改正後	改正前
ア	(略)	(略)
イ	<p>本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病体把握を目的として測定する場合、<u>潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはFEIA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>	<p>本検査を潰瘍性大腸炎の病体把握を目的として測定する場合は、<u>ELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>
ウ	<p>慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p>	<p>慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p>